

水質・汚泥試験業務 特記仕様書

1 目的

本委託業務は下水道法、水質汚濁防止法等の環境関係法令に規定する放流水の水質基準、汚泥の判定基準等の適合状況等を確認するために行うこと等を目的とする。

2 委託試料

委託試料は、以下の浄化センターの「放流水」、「脱水汚泥」及び「しさ」とする。

- ・北部浄化センター（三重県三重郡川越町大字亀崎新田 80 番地 2）
- ・南部浄化センター（三重県四日市市楠町北五味塚 1085 番地 18）
- ・志登茂川浄化センター（三重県津市白塚町 1592 番地）
- ・雲出川左岸浄化センター（三重県津市雲出鋼管町 52 番地 5）
- ・松阪浄化センター（三重県松阪市高須町 3922 番地）
- ・宮川浄化センター（三重県伊勢市大湊町 1126 番地）

3 試験項目、試料数

試験項目、試料数、報告下限値及び試験方法は次のとおりとする。（ ）は予定

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| ①精密試験項目「放流水」 | 別表 1（令和 8 年 1 1 月 2 日、1 1 月 1 0 日） |
| ②中試験項目「放流水」 | 別表 2、3（令和 8 年 1 1 月より適時実施） |
| ③脱水汚泥試験項目「脱水汚泥」 | 別表 4（令和 8 年 1 0 月 2 6 日） |
| ④しさ試験項目「しさ」 | 別表 5（令和 9 年 1 月 1 8 日） |

なお、試験方法等で特に記載のないものは、委託者から別途指示を行うものとする。

4 試料容器、試料の受渡し、試料の保存

- (1) 試験実施の時期及び試料の受渡しについて、別表 1、別表 4 及び別表 5 の試験については監督員（水質分析センター担当者）が委託側窓口となり、別表 2 及び別表 3 の試験については試験を行う放流水の浄化センター担当者が委託側窓口となり受託者と調整を行うものとする。
- (2) 別表 1 及び別表 4 に関する試料容器は受託者が準備し、水質分析センター（三重県松阪市高須町 3922 番地）に令和 8 年 1 0 月 2 日までに届けること。別表 5 に関する試料容器は受託者が準備し、水質分析センターに令和 8 年 1 2 月 2 3 日までに届けること。
- (3) 別表 1、別表 4 及び別表 5 の試験に供する試料の受渡し場所は水質分析センターとする。
- (4) 別表 2 及び別表 3 の試験に供する試料の受渡し場所は該当する浄化センターとし、試料の受け渡し日については、業務受託後各浄化センター及び監督員と協議し決定すること。
- (5) 別表 2 及び別表 3 に関する試料容器は受託者が準備し、該当する浄化センターへ搬

入すること。

- (6) 受託者は試料を受取った際に、委託者が用意する受取確認票に運搬担当者の署名を行うこと。
- (7) 試料は概ね2時間以内に試験所まで運搬すること。
- (8) 試料の保存について、放流水は成績書（計量証明書）発行以後20日以上、脱水汚泥及びびしさは成績書発行以後30日以上保存すること。

5 試験

- (1) 委託した全ての試験について手順書等が整備されていること。
- (2) 内部精度管理・外部精度管理に係る規定等が整備され実施されていること。
- (3) 試験に使用する標準物質は可能な限りトレーサブルを使用すること。
- (4) 試験は適切に（品質）管理された状況の下で実施すること。
- (5) 試験開始日時は受託者が試験結果の信頼性を確保できるよう配慮したうえで決定すること。
- (6) 試験は再現（検討）可能なように記録を残すこと。
- (7) 汚泥及びびしさを溶出試験では測定対象成分の吸着及びコンタミネーション等が起こらないように配慮すること。
- (8) 汚泥及びびしさを砒素測定は、水素化物発生原子吸光法及び、水素化物発生 ICP 発光分光分析法若しくは ICP 質量分析法の2つの方法で行い、妥当性の高い結果を採用すること。

なお、ICP 質量分析法ではマトリクス効果及び非マトリクス効果を勘案し測定値の妥当性を十分に確保し、また、水素化物発生原子吸光法では試料中の妨害成分の影響下で正しく水素化砒素が発生していることを試料への添加回収試験等によって確認すること。

- (9) 汚泥含水率・強熱減量は2回以上の平行試験の結果が±1.00%以内（含水率・強熱減量として）に収まるように試験を実施し、その平均値を報告値とすること。ただし、受託先でこれより厳しい管理基準によって試験の管理が行われている場合、この項は無効とする。

6 報告書

水質分析センター委託業務共通仕様書第6条に規定する委託業務報告書については、下記のとおりとする。

- (1) 報告書に用いる試験結果については環境計量証明を行うこと。ただし、計量法に基づく計量証明を行えないものを除く。
- (2) 報告書は2部作成し以下のように報告すること。
 - ① 別表1、別表4及び別表5の試験については2部を水質分析センターへ報告すること。
 - ② 別表2及び別表3の試験については1部を水質分析センターへ、1部を該当する浄化センターへ報告すること。
 - ③ 報告書は試験の都度作成し、報告すること。

- (3) 報告書の委託先への提出は、試料受渡し日からおおむね3週間以内とし、可能な限り速やかに行うこと。

7 その他

- (1) 受託者は契約後、業務にかかる打合せを行うこと。また、委託者の要請に応じて業務の詳細に係わる追加の打合せに応じること。
- (2) 受託者は(1)の打合せの内容を業務打合簿に記載し、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は業務の再委託をしてはならない。
- (4) 本仕様書にかかる疑義が生じた場合、受託者は委託者に照会することができる。
- (5) 受託者は委託者から試験結果に対する疑義についての連絡があった場合、委託者と協議の上、試験結果の検証に応じること。
- (6) (5)の検証を行う際の費用は受託者が負担すること。
- (7) 受託者は委託者から以下の要請があった場合、遅滞なくこれに応じること。
 - ① クロマトグラム等の生データの提出
 - ② 試験操作フローの提出
 - ③ 委託試料の試験についての精度管理状況が確認できる書類の提出
- (8) 以下に掲げる事項に該当する場合は直ちに監督員へ連絡すること。
 - ① 分析機器の故障等で試験困難な状況に陥ったとき。
 - ② 脱水汚泥の含水率測定値が70%未満、又は80%以上であるとき。